

北厨川老人福祉センター・北厨川児童センター 2 階屋上防水修繕 仕様書

1 件名 北厨川老人福祉センター・北厨川児童センター 2 階屋上防水修繕

2 修繕の場所 盛岡市立北厨川老人福祉センター及び盛岡市立北厨川児童センター
(盛岡市厨川 1 丁目 14 番 1 号)

3 履行期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 修繕概要

(1) 屋上防水修繕 (既存防水シート張替、笠木天端モルタル左官、排水ドレン交換 等)

(2) 外壁不良部修繕 (外壁不良部分の張替 等)

5 仕様

内訳書に記載されていない事項は、「盛岡市建築工事等基準仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 (建築工事編、電気設備工事編) (最新版)」並びに「公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編、電気設備工事編) (最新版)」による。

6 監理

(1) 施工箇所が既に供用されている施設であることから、施設利用者及び施設関係者並びに付近住民への安全対策、配慮に必要な措置を講ずること。

(2) 施工に当たっては、事前に発注者と綿密な打ち合わせを行い、本施設の業務に支障なきよう万全を期すること。また、施工完了後は、その箇所について完成確認を受けること。

(3) 本修繕に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、内訳書等に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、市担当者の承諾を受けるものとする。

(4) 本修繕に係る軽微な修理については、受注者の負担で行うものとする。

(5) 調査等にて重大な不良箇所が判明した場合については、速やかに発注者へ報告し指示を受けるものとする。

(6) 施工に必要な水、電力等の使用は施設管理者と協議すること。

- (7) 発生の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき適法に処分すること。
- (8) 事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。（要領書等は盛岡市ホームページを参照）
- (9) 修繕の着手、施工及び完成において官公署、消防署、電力・通信事業者その他関係機関へ必要となる諸手続き等は、発注者と協議のうえ受注者が遅延なく処理すること。
なお、当該手続等にかかる費用はすべて受注者の負担とする。
- (10) 本修繕にあたっては、石綿（レベル3）ありとみなして施工すること。また、事前調査及び必要な届出、報告等を漏れなく行うこと。

7 主な提出書類

- (1) 実施工程表
- (2) 業務完了報告書
- (3) 施工写真（施工前・施工中・施工後）
- (4) その他必要なもの

8 その他

- (1) 作業にあたり、入札前に必要に応じて現場を確認すること。なお、確認の際には事前に施設に連絡し日程調整を行うこと。
- (2) 仕様書等に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、長寿社会課と協議の上、決定するものとする。